

議案第 13 号

平成 26 年度三重県伊賀市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 26 年度三重県伊賀市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数		37,000 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	14,483,000 立方メートル	
(3) 1 日 平 均 給 水 量	39,679 立方メートル	
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業	原水及び浄水施設事業	38,000 千円
	給水区域内配水施設事業	121,500 千円
	水 道 拡 張 事 業	942,567 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 水道事業収益	3,580,182 千円
第 1 項 営業収益	2,681,695 千円
第 2 項 営業外収益	812,613 千円
第 3 項 特別利益	85,874 千円

支 出

第 1 款 水道事業費用	3,216,482 千円
第 1 項 営業費用	2,664,075 千円
第 2 項 営業外費用	514,644 千円
第 3 項 特別損失	27,763 千円
第 4 項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,250,357 千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

収 入

第 1 款 資本的収入	1,140,436 千円
第 1 項 負 担 金	181,968 千円
第 2 項 企 業 債	262,800 千円
第 3 項 出 資 金	262,800 千円
第 4 項 他 会 計 繰 入 金	169,968 千円
第 5 項 国 庫 補 助 金	262,800 千円
第 6 項 固 定 資 産 売 却 代 金	100 千円

支 出

第1款 資本的支出	2, 390, 793千円
第1項 建設改良費	1, 149, 036千円
第2項 企業債償還金 (債務負担行為)	1, 241, 757千円

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道料金関連業務委託	平成26年度から平成29年度まで	266,490千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
水道広域化促進事業	千円 262,800	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び特定資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、債権者との協定によるものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
計	262,800			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 374,515千円
(他会計からの補助金)

第9条 退職給付費の財源に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、25,576千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、45,000千円と定める。

平成26年2月27日提出

三重県伊賀市長 岡 本 栄